

【登録編】

Q1. 案内が届いたら必ず登録しなければならないのですか？

- A) 登録は任意です。
ご無理のない範囲でご登録いただき、アンケートにご協力いただけますと幸いです。

Q2. どんな人が市政モニターになれますか？

- A) 申請時に奈良市内在住で満 18 歳以上かつ、「市政モニターご登録のお願い」の案内が届いた方です。

Q3. どのくらいの期間市政モニターとして登録されますか？

- A) ご登録いただいた日から翌々年 3 月末まで登録させていただきます。

Q4. 家族あてに案内が届きました。本人以外が登録してもよいですか？

- A) 市政モニターへのご登録は「市政モニター登録ご協力のお願い」のご案内をお送りさせていただいたご本人様に限らせていただいております。
今後、ご自身宛に案内が届いたときにはぜひご協力をお願いいたします。

Q5. パソコンやスマートフォンがない人は市政モニターに登録できますか？

- A) 原則メールでのアンケート送付になりますので、大変恐縮ですが、登録はご遠慮いただいております。

Q6. 登録までの流れを教えてください。

- A) まずは市政モニター登録申請フォームより登録申請をお願いします。
その後、市で対象者であることを確認した後に登録完了のご連絡を送ります。
※市政モニター対象に該当しない方（18 歳未満の方や奈良市外在住の方等）に対しては、ご申請をいただきましてもご登録はできませんのでご了承ください。

Q7. 登録した個人情報の取り扱いについて教えてください。

- A) ご登録いただいた個人情報は市政モニター制度におけるアンケート送付および回答の分析以外には使用しません。
なお、モニター期間の終了と同時に速やかに個人情報を消去する他、市政モニターからの登録解除依頼を受けたときや、市が登録の取り消しを行った場合、登録情報が不要となった場合にも速やかに当該個人情報を消去します。

【市政モニターの概要編】

Q8. 市政モニターとして何をされるのですか？

A) 年複数回、市が実施するアンケート調査に回答していただきます。

Q9. 届いたアンケートはすべて答えなければならないのですか？

A) アンケートの回答は任意です。

日常に支障のない範囲でご回答いただけますと幸いです。

Q10. アンケートの回答によって個人が特定されることはありますか？

A) 回答いただいた内容は統計的に処理し、個人が特定されることはございません。

Q11. アンケート調査はどのように回答するのですか？

A) 基本的にメールでアンケートフォームの URL をお送りしますので、案内に沿ってご回答ください。

なお、電子メールの送受信およびインターネット環境の維持に要する経費は、モニター様個人のご負担となります。予めご了承ください。

Q12. 回答したアンケートは公表しますか？

A) アンケート結果は個人が特定できないよう統計的に処理した上で公表する場合があります。

【登録変更・登録解除編】

Q13. 登録していた情報（住所・メールアドレス・氏名等）が変わりました。

どうしたらいいですか？

A) 変更フォームから変更手続きをお願いします。

※変更フォームは市政モニター登録完了後別途案内

Q14. 任期中に辞めることはできますか？

A) 市政モニター制度を続けられなくなった場合は、登録期間の途中で登録を解除することができます。

変更フォームから手続きをお願いいたします。

※変更フォームは市政モニター登録完了後別途案内

Q15. 市政モニターに禁止されている行為はありますか？

A) 以下の行為を禁止しております。

- ① 公序良俗に反する行為
- ② 法令に反する行為
- ③ 市政モニター制度の運営を妨げる行為
- ④ 不正回答をする行為
- ⑤ 同一人物による重複登録をする行為
- ⑥ 他人になりすまして登録をする行為
- ⑦ 他の市政モニター又は第三者を誹謗中傷する行為
- ⑧ その他市長が不相当と認める行為

Q16. 市が市政モニターの登録を取り消すことはありますか？

A) 以下に該当する場合取り消すことがあります。

- ① 市内に在住しなくなった場合
- ② 市政モニターの禁止行為を行った場合
(Q15.市政モニターに禁止されている行為はありますか？をご参照ください)
- ③ 登録された住所や電子メールアドレスに市からの通知が到達しなくなったとき
- ④ その他市長が登録を取り消す必要があると認めたとき

【注意事項】

下記事項について、市は責任を負いませんのであらかじめご了承ください。

- ・登録内容変更の申出を行わなかったことにより市政モニターに生じる不利益又は損害
- ・市政モニター制度の変更または中断、停止、中止若しくは廃止により発生した市政モニターの不利益又は損害

※市は市政モニターの承諾の有無にかかわらず、市政モニター制度を変更または中断、停止、中止若しくは廃止することがあります。

- ・アンケートの回答環境（インターネット環境のトラブルやスマートフォンや PC 等の電子端末のトラブル等）に起因して市政モニターに生じる不利益又は損害